

○千葉市心身障害者扶養共済条例

平成3年12月13日

条例第52号

改正 平成7年9月26日条例第39号

平成11年3月8日条例第13号

平成12年3月21日条例第22号

平成15年9月24日条例第45号

平成17年3月22日条例第16号

平成20年3月21日条例第16号

(目的)

第1条 この条例は、心身障害者を扶養する者の相互扶助の精神に基づき、千葉市心身障害者扶養共済制度（以下「共済制度」という。）を設け、もって心身障害者の生活の安定及び福祉の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 心身障害者 次のいずれかに該当する者であって、将来独立して生計を営むことが困難なものをいう。

ア身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から3級までに該当する障害を有する者

イ児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所により知的障害者と判定された者

ウ身体又は精神に永続的な障害を有する者で、その障害の程度がア又はイに掲げる者と同程度と認められるもの

(2) 加入者 第5条の規定により共済制度に加入することを承認された者

をいう。

(3) 重度障害 次のいずれかに該当する状態をいう。ただし、別表第1に掲げる障害の状態（加入者が共済制度に加入する前に既に有していた障害又は共済制度に加入する前の原因により生じた障害によるものに限る。）にある加入者が既に障害を生じていた身体の同一部位に新たな障害が加重して生じたことにより次に掲げる状態になったときを除く。

ア両上肢を手関節以上で失ったもの

イ両下肢を足関節以上で失ったもの

ウ一上肢を手関節以上で失い、かつ、一下肢を足関節以上で失ったもの

エ両眼が完全かつ永久に失明したもの

オ咀嚼^{そしやく}又は言語の機能を完全かつ永久に失ったもの

カ両上肢の機能を完全かつ永久に失ったもの

キ両下肢の機能を完全かつ永久に失ったもの

ク十手指を失い、又はその機能を完全かつ永久に失ったもの

ケ両耳の聴力を完全かつ永久に失ったもの

（平成11条例13・平成17条例16・一部改正）

（機構との契約）

第3条 本市は、共済制度の円滑な運営を図るため、独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）と独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号。以下「法」という。）第12条第3項の規定による保険約款に基づく保険契約を締結するものとする。

（平成15条例45・一部改正）

（加入資格）

第4条 共済制度に加入することができる者は、心身障害者を現に扶養する者であって、加入の時に於いて次の各号に掲げる要件に該当するものとする。

（1）本市に住所を有すること。

(2) 65歳未満であること。

(3) 特別の疾病又は障害を有せず、前条に規定する保険契約の被保険者となりうる者であること。

(4) 他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度（法第12条第1項第10号の規定により機構がその共済責任を保険するものに限る。以下同じ。）に加入している者でないこと。

2 転入（新たに本市に住所を有することをいう。以下同じ。）の直前まで、他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度に加入していた者であって、転入後引き続き共済制度に加入しようとするものは、前項の規定にかかわらず、共済制度に加入することができる。

（平成15条例45・一部改正）

（加入）

第5条 共済制度に加入しようとする者は、規則で定めるところにより加入を申し込み、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、次の各号の一に該当する場合を除いては、加入の承認をしなければならない。

(1) 加入の申込みをした者が前条に定める加入資格を有しない者であるとき。

(2) 同一の心身障害者について、既に加算者があるとき又は同時に2人以上の者から加入の申込みがあったとき。

（口数による加入）

第6条 共済制度への加入は口数単位によるものとし、同一の心身障害者について加入できる口数は1口又は2口のいずれかとする。

（平成7条例39・全改）

（口数の追加）

第7条 共済制度に加入しようとする者又は加入者であって65歳未満のも

のは、加入の申込みの際又は加入後に、規則で定めるところにより、口数の追加を市長に申し込むことができる。

2 前項の規定にかかわらず、第4条第2項の規定により共済制度に加入しようとする者が、転入の直前まで、他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度の口数の追加がなされていたときは、共済制度の口数の追加を申し込むことができる。

3 市長は、前2項の規定による申込みがあった場合は、次の各号の一に該当するときを除き、口数の追加の承認をしなければならない。

(1) 口数の追加の申込みをした者が、第4条第1項第3号に規定する要件に該当しないとき。

(2) 同一の心身障害者について、既に口数の追加がなされているとき。

(平成7条例39・一部改正)

(掛金の納付)

第8条 加入者(第20条第1項第2号の規定により、重度障害となったが加入者としての地位を失わない者を除く。)は、加入の承認を受けた日の属する月から、規則で定めるところにより、加入の時(第4条第2項の規定により加入者となった者については、転入の直前まで加入していた他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度への加入の時)における年齢に応じ別表第2に定める掛金を市に納付しなければならない。ただし、65歳に達した日以後最初に到来する共済制度への加入の承認を受けた日の年単位の応当日に達している加入者であって共済制度に20年以上継続して加入しているものは、この限りでない。

2 前条第3項の規定により口数の追加の承認を受けた者(以下「口数追加加入者」という。)は、口数の追加の承認を受けた日の属する月から、規則で定めるところにより、口数追加加入者となった時(前条第2項の規定により口数の追加の承認を受けた者については、他の地方公共団体の実施する心身

障害者扶養共済制度の口数の追加がなされた時)における年齢に応じ別表第2に定める掛金を前項の掛金に合わせて市に納付しなければならない。ただし、65歳に達した日以後最初に到来する口数の追加の承認を受けた日の年単位の応当日に達している加入者であって、口数の追加を20年以上継続しているものは、この限りでない。

- 3 第1項ただし書及び前項ただし書の規定の適用に当たっては、第4条第2項の規定により加入者となった者については、他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度の加入期間又は口数の追加の期間は、それぞれ共済制度の加入期間又は口数の追加の期間とみなす。

(平成7条例39・一部改正)

(掛金の減免)

第9条 市長は、加入者のうち生活の困窮又は非常災害により掛金を納付することが困難であると認められるものがあるときは、規則で定めるところにより掛金を減額し、又は免除することができる。

(年金の支給)

第10条 加入者が死亡し、又は重度障害となったときは、その死亡し、又は重度障害となった日の属する月からその者の扶養していた心身障害者の死亡の日の属する月まで当該心身障害者に対し、規則で定めるところにより千葉市中心身障害者扶養年金(以下「年金」という。)を支給する。

- 2 年金の額は、月額20,000円とする。

- 3 加入者が口数追加加入者(第20条第1項第2号の規定により、重度障害となったが加入者としての地位を失わない者を除く。第16条第3項において同じ。)である場合においては、前項に定める額に20,000円を加算する。

(平成7条例39・一部改正)

(年金管理者の指定)

第11条 加入者は、その扶養する心身障害者が年金を受領し、管理し、又は支出することが困難であると認められるときは、その心身障害者に代わって年金を受領し、管理し、及び支出する者（以下「年金管理者」という。）を指定しなければならない。

2 前項の規定により年金管理者を指定するときは、あらかじめ、その指定しようとする者の同意を得なければならない。

3 成年被後見人、被保佐人又は破産者であつて復権を得ないものは、年金管理者となることができない。

（平成12条例22・一部改正）

（年金管理者の責務）

第12条 年金管理者は、年金が支給される心身障害者（以下「年金受給権者」という。）の生活の安定及び福祉の向上のために年金を管理し、又は支出しなければならない。

（年金管理者の指定の取消し等）

第13条 加入者は、年金管理者の指定を取り消して新たに年金管理者を指定することができる。

2 年金管理者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、加入者は、速やかに、当該年金管理者の指定を取り消して新たに年金管理者を指定しなければならない。

（1）死亡したとき。

（2）所在が不明になったとき。

（3）第11条第3項に規定する者になったとき。

（4）年金管理者の指定の取消しの申出をしたとき。

3 加入者は、その扶養する心身障害者について年金管理者が指定されている場合において、当該心身障害者に第11条第1項に規定する事由がなくなつたときは、当該年金管理者の指定を取り消すことができる。

- 4 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該年金管理者の指定を取り消して新たに年金管理者を指定することができる。
- (1) 年金管理者が第2項各号のいずれかに該当するに至った場合において、加入者が死亡しているとき又は加入者が同項に規定する行為を行わないとき。
- (2) 年金管理者が前条の規定に違反したとき。
- 5 市長は、年金管理者が指定されていない場合において、心身障害者が年金を受領し、管理し、又は支出することが困難であると認めるときは、年金管理者を指定することができる。
- 6 市長は、年金管理者が指定されている場合において、当該心身障害者に第11条第1項に規定する事由がなくなり、かつ、加入者が死亡しているとき又は加入者が重度障害その他の理由により当該年金管理者の指定の取消しをすることができないときは、当該年金管理者の指定を取り消すことができる。

(平成20条例16・一部改正)

(年金の支給の停止)

第14条 年金受給権者が次の各号の一に該当するときは、その該当することとなった日の属する月の翌月からその該当しなくなった日の属する月の前月までの間、年金の支給を停止する。

- (1) 所在が1月以上不明のとき。
- (2) 懲役又は禁錮^この刑に処せられ、刑の執行を受けているとき。
- (3) 日本国内に住所を有しないとき。

(年金の支給の休止)

第15条 市長は、年金受給権者又は現に年金を受領している年金管理者が正当な理由なく第21条第4項に規定する届出書の提出をしないときは、年金の支給を休止することができる。

(平成7条例39・一部改正)

(弔慰金の支給)

第16条 加入者が死亡し、又は重度障害となる前にその扶養する心身障害者が死亡したときは、規則で定めるところにより当該加入者（当該加入者がその扶養する心身障害者と同時に死亡したときは、当該加入者の遺族）に対し弔慰金を支給する。ただし、その死亡の日まで継続する加入期間（次項において「加入期間」という。）が1年に満たないときは、この限りでない。

2 弔慰金の額は、加入期間に応じ、それぞれ次の各号に掲げる額とする。

(1) 加入期間が1年以上5年未満のとき 50,000円

(2) 加入期間が5年以上20年未満のとき 125,000円

(3) 加入期間が20年以上のとき 250,000円

3 加入者が口数追加加入者である場合においては、前項に定める額にその死亡の日まで継続する口数追加加入者であった期間（以下この項において「口数追加期間」という。）に応じ、それぞれ次の各号に掲げる額を加算する。ただし、口数追加期間が1年に満たないときは、この限りでない。

(1) 口数追加期間が1年以上5年未満のとき 50,000円

(2) 口数追加期間が5年以上20年未満のとき 125,000円

(3) 口数追加期間が20年以上のとき 250,000円

4 第1項ただし書及び前項ただし書の規定の適用に当たっては、第8条第3項の規定を準用する。

(平成7条例39・平成20条例16・一部改正)

(脱退一時金の支給)

第17条 加入者が次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、当該加入者に対し脱退一時金を支給する。ただし、加入者であった期間（口数の追加については、口数追加加入者であった期間）が5年に満たないとき、又は加入者が転出（新たに本市以外に住所を有することをいう。

以下同じ。)をしたことに伴い、転出後の住所を管轄する地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度の加入者となったときは、この限りでない。

(1) 加入者が、共済制度から脱退することを申し出たとき。

(2) 口数追加加入者が、口数の減少を申し出たとき。

2 前項第1号に掲げる場合には、脱退一時金の額は、加入者であった期間(以下この項において「加入期間」という。)に応じ、それぞれ次の各号に掲げる額とする。

(1) 加入期間が5年以上10年未満のとき 75,000円

(2) 加入期間が10年以上20年未満のとき 125,000円

(3) 加入期間が20年以上のとき 250,000円

3 第1項第1号に掲げる場合で加入者が口数追加加入者であるときは、前項に定める額に、脱退した日まで継続する口数追加加入者であった期間(以下この項において「口数追加期間」という。)に応じ、それぞれ次の各号に掲げる額を加算する。

(1) 口数追加期間が5年以上10年未満のとき 75,000円

(2) 口数追加期間が10年以上20年未満のとき 125,000円

(3) 口数追加期間が20年以上のとき 250,000円

4 第1項第2号に掲げる場合には、脱退一時金の額は、口数を減少した日まで継続する口数追加加入者であった期間(以下この項において「口数追加期間」という。)に応じ、それぞれ次の各号に掲げる額とする。

(1) 口数追加期間が5年以上10年未満のとき 75,000円

(2) 口数追加期間が10年以上20年未満のとき 125,000円

(3) 口数追加期間が20年以上のとき 250,000円

5 前3項の規定の適用に当たっては、第8条第3項の規定を準用する。

(平成7条例39・追加、平成20条例16・一部改正)

(年金等の支給制限)

第18条 加入者又はその扶養する心身障害者の故意又は重大な過失により、市が機構から当該加入者に係る年金の支給に必要な保険金の全部若しくは一部又は弔慰金の支給に必要な保険金の支払を受けられなかったときは、第10条第1項又は第16条第1項本文の規定にかかわらず、当該加入者の扶養していた心身障害者又は当該加入者に対しては、年金の全部若しくは一部又は弔慰金を支給しない。

(平成7条例39・旧第17条繰下・一部改正、平成15条例45・平成20条例16・一部改正)

(返還)

第19条 市長は、偽りその他不正の手段により年金、弔慰金又は脱退一時金の支給を受けていた者がいるときは、その者に既に支給された年金、弔慰金又は脱退一時金の全部又は一部を返還させることができる。

(平成7条例39・旧第18条繰下・一部改正)

(加入者等の地位の喪失)

第20条 加入者は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、その事由の生じた日の属する月の翌月から、加入者としての地位を失うものとする。

(1) 加入者が死亡したとき。

(2) 加入者が重度障害となったとき（別表第1に掲げる障害の状態（口数追加加入者が口数の追加前に有していた障害又は口数の追加前の原因により生じた障害による状態に限る。）にある口数追加加入者が既に障害を生じていた身体の同一部位に新たな障害が加重して生じたことにより重度障害となったときを除く。））。

(3) 加入者の扶養する心身障害者が死亡したとき。

(4) 加入者が共済制度から脱退することを申し出たとき。

(5) 加入者が掛金を規則で定める期間滞納したとき。

(6) 加入者が転出をしたことに伴い、当該転出の後他の地方公共団体の実

施する心身障害者扶養共済制度に加入したとき。

- 2 口数追加加入者は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月から、口数追加加入者としての地位を失うものとする。

(1) 口数追加加入者が、口数の減少の申出をしたとき。

(2) 口数追加加入者が口数の追加に係る掛金を規則で定める期間滞納したとき。

- 3 前2項の規定により加入者又は口数追加加入者としての地位を失った者に対しては、既に納付された掛金は、返還しない。

(平成7条例39・旧第19条繰下・一部改正)

(届出の義務等)

- 第21条 加入者は、次の各号の一に該当する場合には、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 加入者又はその扶養する心身障害者が氏名又は住所を変更したとき。

(2) 年金の支給の開始前において、年金管理者が氏名又は住所を変更したとき。

(3) 加入者の扶養する心身障害者又は年金管理者が死亡したとき。

(4) 年金管理者を指定し、又はその指定を取り消したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、掛金の納付又は年金、弔慰金若しくは脱退一時金の支給に影響を及ぼす事実が発生したとき。

- 2 年金受給権者又は年金管理者は、次の各号の一に該当する場合には、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 加入者が死亡し、又は重度障害となったとき。

(2) 年金受給権者が氏名又は住所を変更したとき。

- 3 年金管理者は、次の各号の一に該当する場合には、規則で定めると

ころにより、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 年金の支給開始後において、年金管理者が氏名又は住所を変更したとき。

(2) 年金受給権者が死亡したとき。

(3) 年金受給権者に第14条各号の一に該当する事実が発生し、又は消滅したとき。

4 年金受給権者又は現に年金を受領している年金管理者は、規則で定めるところにより、毎年、年金受給権者の現況に関する届出書を市長に提出しなければならない。

5 加入者、その扶養する心身障害者、年金受給権者及び年金管理者は、共済制度の適正な運営を図るため市長が行う調査に協力しなければならない。

(平成7条例39・旧第20条繰下・一部改正)

(加入者の年齢)

第22条 この条例において、加入者の年齢は、毎年度（4月1日から翌年の3月31日までの間をいう。）の初日における年齢とする。

(平成7条例39・旧第21条繰下)

(請求期間)

第23条 年金、弔慰金及び脱退一時金は、請求の事由が生じた時から3年以内に請求しなければならない。

(平成7条例39・旧第22条繰下・一部改正)

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平成7条例39・旧第23条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において千葉県心身障害者扶養年金条例（昭和45年千葉県条例第16号。以下「千葉県条例」という。）の規定により千葉県心身障害者扶養年金制度に加入していた者であつて、千葉県心身障害者扶養年金条例施行規則の一部を改正する規則（平成12年千葉県規則第108号）による改正前の千葉県心身障害者扶養年金条例施行規則（昭和45年千葉県規則第21号）（以下「改正前千葉県条例施行規則」という。）第14条第4号の規定により本市が掛金を徴収すべきものは、施行日において共济制度に加入したものとみなす。

(平成20条例16・一部改正)

- 3 前項の規定により共济制度に加入したものとみなされた者に対するこの条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第8条第1項	加入の時（第4条第2項の規定により加入者となった者については、転入の直前まで加入していた他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共济制度への加入の時）	千葉県の実施する心身障害者扶養年金制度への加入の時
第8条第1項ただし書	共济制度への	千葉県の実施する心身障害者扶養年金制度への
	共济制度に	千葉県の実施する心身障害者扶養

		年金制度及び共済制度に
第 8 条第 2 項	口数追加加入者とな った時（前条第 3 項 の規定により口数の 追加の承認を受けた 者については、他の 地方公共団体の実施 する心身障害者扶養 共済制度の口数の追 加がなされた時）	千葉県の実施する心身障害者扶養 年金制度の特約付加入者若しくは 口数追加付加入者又は共済制度の 特約付加入者若しくは口数追加付 加入者若しくは口数追加加入者と なった時
第 8 条第 2 項ただし 書	到来する口数の追加	到来する千葉県の実施する心身障 害者扶養年金制度の特約条項若し くは口数追加条項の付加又は共済 制度の特約条項若しくは口数追加 条項の付加若しくは口数の追加
	口数の追加を	千葉県の実施する心身障害者扶養 年金制度の特約条項若しくは口数 追加条項の付加又は共済制度の特 約条項若しくは口数追加条項の付 加若しくは口数の追加を
第 1 6 条第 1 項ただ し書	継続する加入期間	継続する千葉県の実施する心身障 害者扶養年金制度及び共済制度の 加入期間
第 1 6 条第 3 項	継続する口数追加加 入者	継続する千葉県の実施する心身障 害者扶養年金制度の特約付加入者 若しくは口数追加付加入者又は共

		済制度の特約付加入者若しくは口数追加付加入者若しくは口数追加加入者
第 1 7 条第 1 項ただし書	加入者であった期間（	千葉県心身障害者扶養年金制度及び共济制度の加入者であった期間（
	口数追加加入者	千葉県心身障害者扶養年金制度の特約付加入者若しくは口数追加付加入者又は共济制度の特約付加入者若しくは口数追加付加入者若しくは口数追加加入者
第 1 7 条第 2 項	加入者	千葉県心身障害者扶養年金制度及び共济制度の加入者
第 1 7 条第 3 項及び第 4 項	口数追加加入者	千葉県心身障害者扶養年金制度の特約付加入者若しくは口数追加付加入者又は共济制度の特約付加入者若しくは口数追加付加入者若しくは口数追加加入者

（平成 2 0 条例 1 6 ・一部改正）

- 4 附則第 2 項の規定により共济制度に加入したものとみなされた者であつて、昭和 4 5 年 3 月 3 1 日以前から引き続き第 2 条第 3 号カからケまでのいずれかに該当する状態にあるものに対する同号の規定の適用については、同号中「次のいずれかに該当する状態」とあるのは、「次のいずれかに該当する状態（昭和 4 5 年 3 月 3 1 日以前から引き続き該当する状態を除く。）」とする。
- 5 施行日の前日において千葉県条例の規定により千葉県心身障害者扶養年金を支給されていた心身障害者であつて、改正前千葉県条例施行規則第 1 4

条第6号の規定により本市が千葉県心身障害者扶養年金の交付を行っているものは、施行日においてこの条例の規定による年金受給権者となったものとみなす。

(平成20条例16・一部改正)

- 6 施行日の前日において千葉県条例の規定により指定されていた年金管理者であって、附則第2項の規定により共済制度に加入したものとみなされた者及び前項の規定により年金受給権者となったものとみなされた者に係るものは、施行日においてこの条例の規定による年金管理者となったものとみなす。

附 則 (平成7年9月26日条例第39号)

- 1 この条例は、平成8年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の千葉市心身障害者扶養共済条例（以下「改正後の条例」という。）第17条の規定は、平成7年12月1日以後の脱退又は口数の減少の申出に係る脱退一時金について適用する。
- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、千葉市中心身障害者扶養共済制度（以下「共済制度」という。）に加入している者でこの条例による改正前の千葉市中心身障害者扶養共済条例（以下「改正前の条例」という。）第6条第3項の規定により特約条項の付加の承認を受け、又は改正前の条例第7条第3項の規定により口数追加条項の付加の承認を受けていたもの及び他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度に加入し、特約条項の付加又は口数追加条項の付加の承認を受けている者で施行日以後に改正後の条例第4条第2項の規定により共済制度に加入したものに係る改正後の条例の規定の適用については、改正後の条例の規定中「口数の追加」とあるのは「改正前の条例第6条第3項の規定による特約条項の付加又は改正前の条例第7条第3項の規定による口数追加条項の付加」と、「口数追加加入者」とあるのは「改正前の条例第6条第3項の規定により特

約条項の付加の承認を受けた者又は改正前の条例第7条第3項の規定により口数追加条項の付加の承認を受けた者」と読み替えるものとし、特約条項又は口数追加条項の付加の期間は、これを改正後の条例第8条第3項に規定する口数の追加の期間並びに第16条第3項並びに第17条第3項及び第4項に規定する口数追加期間に通算するものとする。

附 則（平成11年3月8日条例第13号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月21日条例第22号）抄

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成15年9月24日条例第45号）

この条例は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成17年3月22日条例第16号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月21日条例第16号）

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、この条例による改正前の千葉市心身障害者扶養共済条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により千葉市心身障害者扶養共済制度に加入している者及び他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度（独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号）第12条第1項第10号の規定により独立行政法人福祉医療機構が共済責任を保険するものに限る。第2号において同じ。）に加入している者であって、施行日以後にこの条例による改正後の千葉市心身障害者扶養共済条例（以下「改正後の条例」という。）第5条第1項の規定により加入の承認を受けたもの（改正後の条例第20条第1

項第2号の規定により、重度障害となったが加入者としての地位を失わない者を除く。以下「改正前加入者」と総称する。)が改正後の条例第8条第1項又は第2項の規定により納付すべき掛金の額は、同条第1項本文又は同条第2項本文の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、第3号に該当する者に同条第1項ただし書又は同条第2項ただし書の規定を適用するときは、これらの規定中「20年」とあるのは、「25年」とする。

(1) 昭和54年10月1日以後に加入した者であって、加入したときの年齢が45歳以上であったもの及び昭和61年4月1日以後に加入した者であって、加入したときの年齢が45歳未満であったもの 加入したときの年齢の区分に応じ附則別表第1に定める額

(2) 改正前口数追加加入者（施行日の前日までに改正前の条例第7条第3項の規定により口数の追加の承認を受けた者及び他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度において口数の追加の承認を受けた者をいう。以下同じ。） 改正前口数追加加入者となったときの年齢の区分に応じ附則別表第1に定める額

(3) 前2号に掲げる者以外の者 昭和61年4月1日における年齢の区分に応じ附則別表第2に定める額

3 改正後の条例第16条第2項の規定にかかわらず、改正前加入者に係る弔慰金の額は、次の各号に掲げる加入期間（同条第1項に規定する加入期間をいう。以下この項において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 加入期間が1年以上5年未満のとき 30,000円

(2) 加入期間が5年以上20年未満のとき 75,000円

(3) 加入期間が20年以上のとき 150,000円

4 前項の規定は、改正前口数追加加入者に係る弔慰金の加算額について準用

する。この場合において、同項中「第16条第2項」とあるのは「第16条第3項本文」と、「加入期間」とあるのは「口数追加期間」と、「同条第1項」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

5 改正後の条例第17条第2項の規定にかかわらず、改正前加入者に係る脱退一時金の額は、次の各号に掲げる加入期間（同項に規定する加入期間をいう。以下この項において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1）加入期間が5年以上10年未満のとき 45,000円

（2）加入期間が10年以上20年未満のとき 75,000円

（3）加入期間が20年以上のとき 150,000円

6 前項の規定は、改正前口数追加加入者の脱退に係る脱退一時金の加算額及び口数減少に係る脱退一時金の額について準用する。この場合において、同項中「第17条第2項」とあるのは「第17条第3項又は第4項」と、「加入期間」とあるのは「口数追加期間」と、「同項」とあるのは「同条第3項又は第4項」と読み替えるものとする。

7 この条例の施行日前の心身障害者の死亡に係る弔慰金並びに加入者の脱退及び口数の減少に係る脱退一時金の額については、なお従前の例による。

附則別表第1

年齢区分	掛金月額
35歳未満の者	5,600円
35歳以上40歳未満の者	6,900円
40歳以上45歳未満の者	8,700円
45歳以上50歳未満の者	10,600円
50歳以上55歳未満の者	11,600円
55歳以上60歳未満の者	12,800円
60歳以上65歳未満の者	14,500円

附則別表第2

年齢区分	掛金月額
35歳未満の者	5,600円
35歳以上40歳未満の者	6,900円
40歳以上45歳未満の者	8,700円
45歳以上の者	10,600円

別表第1

障害の状態

- (1) 一眼が完全かつ永久に失明したもの
- (2) 一上肢を手関節以上で失ったもの
- (3) 一下肢を足関節以上で失ったもの
- (4) 一上肢の機能を完全かつ永久に失ったもの
- (5) 一下肢の機能を完全かつ永久に失ったもの
- (6) 一手の母指及び示指を含む四手指以上を失い、若しくはその機能を完全かつ永久に失ったもの又は一手の母指若しくは示指を含む三手指以上を失い、若しくはその機能を完全かつ永久に失い、かつ、他の一手の母指若しくは示指を含む二手指以上を失い、又はその機能を完全かつ永久に失ったもの
- (7) 一耳の聴力を完全かつ永久に失ったもの

別表第2

(平成20条例16・全改)

掛金額表

加入者となったとき、又は口数追加加入者となったときの年齢区分	掛金月額
35歳未満の者	9,300円
35歳以上40歳未満の者	11,400円
40歳以上45歳未満の者	14,300円

4 5 歳以上 5 0 歳未満の者	1 7, 3 0 0 円
5 0 歳以上 5 5 歳未満の者	1 8, 8 0 0 円
5 5 歳以上 6 0 歳未満の者	2 0, 7 0 0 円
6 0 歳以上 6 5 歳未満の者	2 3, 3 0 0 円